

告 示

埼玉県告示第百五十五号

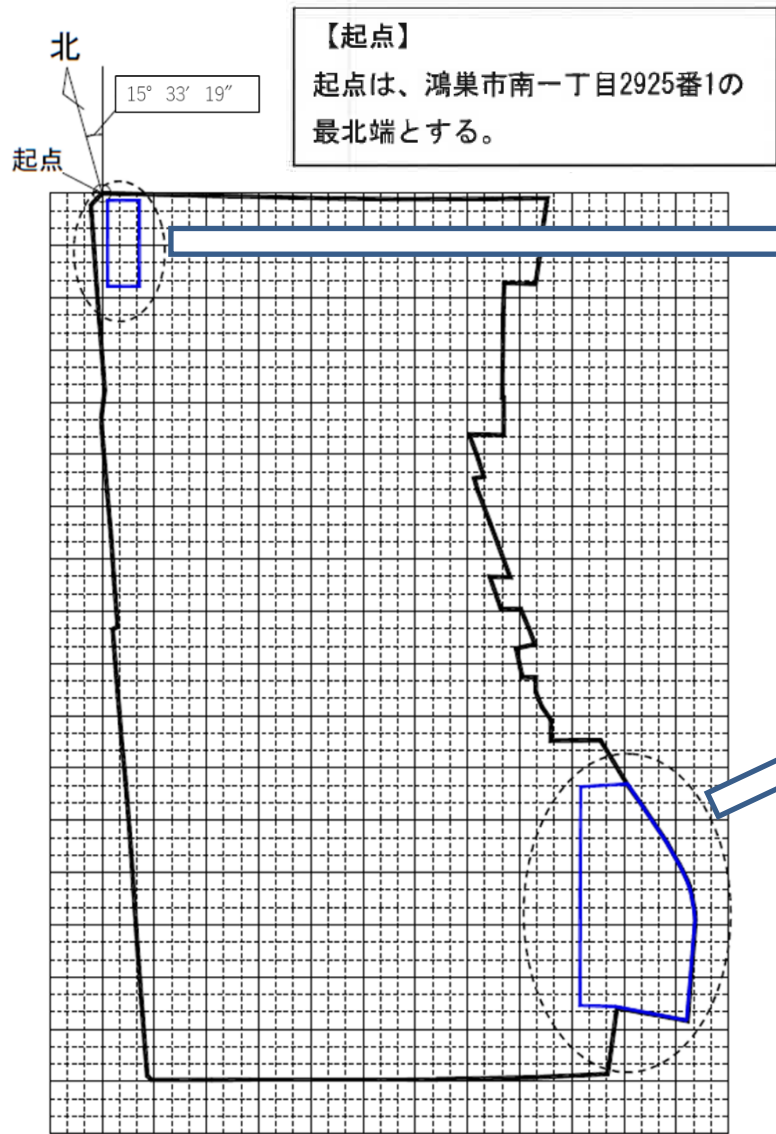
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和三年二月十二日

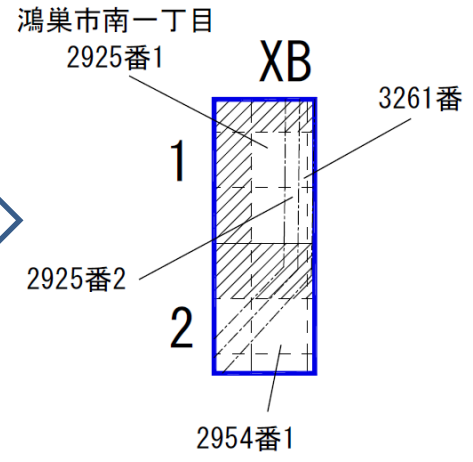
埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県鴻巣市南一丁目六百九十九番一の一部、七百五十三番二の一部、七百五十五番一の一部、七百五十五番二の一部、二千九百二十五番一の一部、二千九百二十五番二の一部、二千九百五十四番一の一部及び三千二百六十一番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物



【起点】
 起点は、鴻巣市南一丁目2925番1の
 最北端とする。



凡 例

---	単位区画	—	30m格子
—	敷地境界	---	筆境界
—	対象範囲		
▨	形質変更時要届出区域(砒素溶出量)		

【格子の回転角度（15度33分19秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

